

<b>高浜市自治基本条例検証委員会（第2回） 会議録</b>			
<b>日 時</b>	平成27年6月24日（水）午後3時10分～4時45分		
<b>場 所</b>	高浜市役所 第2会議室（4階）	<b>傍聴人数</b>	12名
<b>出席者</b>	<b>委 員</b>	中川幾郎、荒川昭治、神谷巧、杉浦己喜夫、杉本ゆかり、中川勝利、 神谷坂敏  <div style="text-align: right;">（7名出席）</div>	
	<b>事務局</b>	企画部長 加藤元久 総合政策グループ リーダー 木村忠好 同 主 幹 鈴木明美 同 主 事 桑山由紀子 同 主 事 稲垣翔太 同 主 事 加古博紀  <div style="text-align: right;">（6名出席）</div>	
<b>次 第</b>	1 あいさつ 2 議題 1) 検証にあたっての視点について 2) 内部検証内容について 3 その他		
<b>資 料</b>	資料1：高浜市自治基本条例検証委員会（第1回） 会議録 資料2：高浜市自治基本条例内部検証報告書		

## 1. あいさつ

【委員長】 本日はご多忙の中、お集まりくださいまして、ありがとうございます。  
ただ今より、「第2回 高浜市自治基本条例検証委員会」を開催する。  
はじめに、本日は市長がみえるので、一言ごあいさつをいただきたい。

【市長】 委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただき感謝申し上げます。  
自治基本条例が制定され5年になる。時代の流れはとても早いものである。  
理念条例とはいえ、様々な変化に合わせていく必要があるのではと思っていたが、  
策定時に市民の皆さんとしっかりと作り上げてきたということもあり、内部検証  
の結果では修正の必要なしとしている。  
内部検証をふまえて自治基本条例検証委員会で議論していただければと思う。

【委員長】 ありがとうございます。  
今回から本格的な検証作業に入るということで、事務局から行政がとりまとめた  
内部検証報告書が、事前に送られていると思う。  
本日は、この報告書のうち、「第3章 検証内容」のところを発表していただき、  
私たち委員会は市民目線で行政の検証内容をチェックしていくということで、意  
見を述べたいと思う。  
限られた時間であるが、スムーズな議事進行にご協力をお願いしたい。

## 2. 議題

### 1) 検証にあたっての視点について

- 委員長： ・それでは、議題1「検証にあたっての視点について」、事務局より説明をお  
願いしたい。
- 行政： ・資料2に基づき 内部検証報告書「第2章 検証にあたって」の「(2) 検  
証にあたっての視点」「(3) 検証内容の見方」を説明
- 委員長： ・ただいま、事務局から「検証にあたっての視点」ということで、確認の意味  
で説明していただいた。私たち委員会の役割としては、この視点に基づいて、  
意見を述べていくということである。
- ・大きく4つの視点がある。前回の委員会でも申し上げたが、自治基本条例は  
プラン・制度というよりは理念、行動原則なので、条文の趣旨に沿ってきち  
んと取組みが行われているか、条例を作ったら終わりになっていないかとい  
うチェックをしていくことが大事になってくる。
  - ・しかし、あれが悪い、これができていないと指摘するのではなく、どうした  
ら自治基本条例に込められた趣旨を活かし、高浜市をもっとよりよいまちに  
していくことができるか、そんな視点でご意見をいただければと思う。
  - ・何か質問があれば、お願いしたい。

(意見・質問等なし)

委員長： ・よろしければ、議題2「内部検証内容について」に移る。

## 2) 内部検証内容について

委員長： ・報告書の表紙を1枚めくってもらくと、目次がある。このうち「第3章 検証内容」を、事務局から発表していただく。

- ・長丁場になるので、適宜、区切りながら意見交換をしていきたい。
- ・まずは17ページ「前文」から「第3条 条例の位置付け」までを発表していただく。

行政： ・(資料2に基づき説明)

委員長： ・第1条から第3条までは理念や総則規定になる。

- ・自治基本条例を誠実に遵守するということを職員の服務宣誓規定に入れているのはいい取り組みである。
- ・研修でしっかり自治基本条例について学んでいるというのは、自治基本条例が「自治体の憲法」という意識がしっかりと持っているからである。
- ・その他に、ご意見・ご質問があったらお願いしたい。  
なければ25ページ「第4条 まちづくりの基本原則」を発表していただく。

行政： ・(資料2に基づき説明)

「参画・協働・情報共有のガイドライン」を平成27年度中に策定し、全庁に指針を示す。

委員： ・「参画・協働・情報共有のガイドライン」は職員の方だけでなく市民、議会にも説明会を開いていただきたい。

行政： ・委員の意見を踏まえて説明会などを行っていくことを検討したい。

委員： ・平成24年度から「市民意識調査」「小・中学校アンケート」を行っているが、同じ質問内容なのか。

- ・アンケートの参加人数(回答人数)は増えているのか。

行政： ・総合計画には目標値があり、その数値の推移を分析するため「市民意識調査」「小・中学校アンケート」を実施している。

- ・24年度～26年度までの質問内容は、ほぼ同じ内容になっている。27年度から計画内容が少し変わっているので、少し質問も変わっている。
- ・回収率について、大人は4割弱で大体推移している。子どもはほぼ全員回収できている。

委員長： ・その他に、ご意見・ご質問があったらお願いしたい。

- ・なければ29ページ「第5条 市民の権利」から「第12条 職員の役割と責務」までを発表していただく。

行政： ・(資料2に基づき説明)

・第9条、第10条に関しては只今、議会において検証中である。

8月5日の第3回検証委員会の時には検証結果をお示しできると思う。

- 委員：・第6条について質問する。まちづくり出前授業を行った後、実際にまちづくりに参加していると聞いている。効果が出ていると思う。これからやってくる活動などはあるのか。
- 行政：・まちづくり出前授業を受けた小学6年生の児童が、卒業して終わりではなく中学生になってからも参加することが望ましい。
- 委員：・例えば、別の会議で中学校の関係者から「総合防災訓練で中学生にも役割をください」との発言があった。意識向上の成果として広がってきているのを感じている。
- 委員：・小学6年生だけでなく、中学2年生あたりでもう一回出前授業をやってみてはどうか。
- 委員：・毎年「小・中学生アンケート」をやっているが、わかったことは何があるか。また、どのように反映しているか。
- 行政：・今年度の「小・中学生アンケート」の結果として、学校は楽しい・好き、という項目が上がってきている。子ども政策の成果が浸透してきていると感じている。
- 委員：・「第8条 事業者の役割と責務」について提案する。各企業はいろいろ活動していると思う。市民への活動の発表の場があると面白いと思う。
- 委員長：・今の意見は、企業の活動をもっと市民に対して見える化したほうが良いという意見である。
- 委員：・どれだけの企業がどれだけの活動をしているかを発信するといいい。
- 委員：・また、「第5条 市民の権利」の第3項で「市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません」と書いてあるが、積極的に参加した人に対することが書かれていない。
- 委員長：・まちづくりに積極的に参加した人に対して表彰するのもいいと思う。金銭的なことではなくて紙1枚の表彰でもうれしいのではと思う。
- 委員：・まちづくりのキャッチフレーズ（「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」）を会議の場で市民憲章と一緒に言うといいと思う。
- 委員長：・条文改正の必要性に関しての異議はないと思うが、今取り組んでいる活動の次のステップへの提案が多かった。
- 委員：・第6条に関しては多くの意見をいただいた。まちづくりへの参加について、「まち協の事業に子どもたちも参加できますよ、まちづくりの一員ですよ」というのが条例の精神である。また、18歳選挙権が法制化されるので、子どもの中から自治の学習が必要になってくる。ぜひ、取り組んでいただきたい。
- 委員：・それでは、49ページ「第13条 参画機会の保障」から「第15条 協働の推進」までを発表していただく。
- 行政：・(資料2に基づき説明)
- 委員：・市民が参画される機会が望まれると思うが、現役の人（働いている人）は夜

か土日ということにしないと参画しづらいのではないかと。

- 委員：・子育て中の主婦は夜と土日は出られない。そういう方もいるということ。それぞれが考えていく必要がある。
- 行政：・全ての人を網羅して行っていくことは難しいと感じた。  
・まち協だと事務局の立案は昼間に行い、その昼間考えた内容を発表し意見をもらう場は夜としていることが多い。  
・夜が多くなってしまふことが多いが、広く意見を拾っていききたい。
- 委員長：・その他に、ご意見・ご質問があったらお願いしたい。  
・なければ55ページ「第16条 地域内分権の推進」から「第19条 活動の育成と支援」までを発表していただく。
- 行政：・(資料2に基づき説明)
- 委員長：・意見・ご質問があったらお願いしたい。  
(質問なし)  
・それでは67ページ「第20条 市政運営の基本原則」から「第24条 条例の検証と見直し」(2) 検証内容のまとめまでを発表していただく。
- 行政：(資料2に基づき説明)  
(質問なし)
- 委員長：・行政側は、全条文に改正の必要性なしとの判断であった。  
・この委員会は改正の必要性あり・なしの判断だけでなく条例の内容をふまえた施策がしっかり取り組まれているかもチェックしていくことが望まれている。  
・それでは、少し時間もあるので委員1人ひとりから言い残したことなどがあれば発言をお願いします。
- 委員：・条例の前文に「住んでみたい、住んでよかった、いつまでも住み続けたい」と書いてあるが、住んでみたいという思いを上げるために、高浜市としてPRしているか。  
・なぜこういうことを言うかという、高浜市の施策の中身はキメ細かいと思っている。いいところを近隣市にPRしてはどうか。
- 行政：・今の内容は、日本全体で言われている地方創生に関するものであると思っている。地方創生には高浜市も取り組む予定である。移住者をいかに増やしていくかといった計画を今年度作り上げていく。
- 委員：・資料2の「第4条 まちづくりの基本原則」に記載されているガイドラインをぜひ作っていただきたい。
- 委員：・まちづくりのキャッチフレーズは確かに浸透し、言葉を知っている人も増えているが言葉をどう受け止めているかわからない。言葉の意味合いを教えていくことが今後の課題ではないか。  
・私はまちづくりに参加していくと自治基本条例の本質がわかると思っている。先に条例ではなく、活動が先になってほしい。

- 委員：・知り合いの人が仕事人間であったが、PTA活動に参加したらのめり込んだ。今ではおやじの会にも入っている。まずは中に入って知ることが大事。いかに参加させていくかが課題である。
- 委員：・今後まちづくり協議会がどうなっていくか、それによって条例の改正が必要になってくると感じる。
- 委員長：・地域社会を滅ぼしてはいけない。土地に根差した人間同士の関わり、コミュニティは日本人の原型である。
- ・今後の高浜市に対しては、生涯学習の資源を導入して働き盛りの人が地域の中に軟着陸できるようにしてほしいと願っている。
- ・生涯学習の中に自治基本条例を通して高浜市の現状を学ぶ機会をつくってほしい。
- ・なぜかという働き盛りの人の男性はコミュニティ教育を受けていない。勉強はできるけどコミュニティ教養がない。なのでコミュニティに対する生き方に関してはとても不得意。そういった方々は0からクリエイトする力がない。0から集団を作れない。
- ・高浜市は企業人がたくさんいるのでそこが大事になってくる。企業人であっても会議に参加することが大事になってくる。
- ・子どもに関してもコミュニティ教育が大事になってくる。このまちで生きていける力をつけてほしい。そのために市として施策を実施してほしい。
- ・それでは最後に今後のスケジュールについて事務局からお願いしたい。
- 行政：・次回の委員会は、8月5日（水）になる。
- ・本日、指摘いただいた箇所については、次回までに報告書の内容を修正する。
- ・また、委員の皆さんからいただいた意見については「検証委員会コメント」欄に落とし込み、次回、お示しをさせていただく。
- ・意見について、時間が足りなくて言い足らなかったということが、もしあった場合、「コメント用紙」に書いて、6月30日（火）までに事務局まで提出をお願いしたい。
- ・次回は、修正事項の説明と委員会コメント欄の記載内容の確認・協議が主な作業内容になる。次回の委員会が終わると、検証報告書の中間公表に入っていくことになる。
- ・また、第4条の「まちづくりの基本原則」のところ課題に挙げていた「参画・協働・情報共有のガイドライン」についても、委員に意見をいただき、つくりあげたいと考えている。これも、次回のときに、素案をお示しする考えである。
- ・まだ、ご意見があるようであれば、6月30日（火）までに事務局までお願いしたい。
- 委員長：・長時間のご審議、ありがとうございました。
- これをもって、第2回自治基本条例検証委員会を終了する。